

令和4年度から国民健康保険税率改正のお知らせ

問い合わせ先
資格について 保健福祉課国保年金係
(31)2512
国保税について 税務課住民税係
(32)3126

国民健康保険税のしくみ

国民健康保険税(以下、国保税)は、国民健康保険(以下、国保)に加入している方が病気やけがなどに備えて、医療などにかかる費用をお互いに負担し、支え合うための財源となります。

◆国保税の決め方

国保税は、医療給付費分(医療保険の費用に充てるもの)、後期高齢者支援金分(後期高齢者医療制度の支援に充てるもの)、介護納付金分(介護保険の費用に充てるもの)で構成されています。それぞれ、均等割、平等割、所得割、資産割の4方式を採用しており、その合計が年税額として課税されます。

このうち、介護納付金分は40歳以上65歳未満の方にかかります。

◆国保税は世帯主が納めます

国保税を納める義務は世帯主にあります。そのため、世帯主が国保に加入していても、世帯の中に国保に加入されている方がいれば、納税通知書は世帯主に送られます。

現行税率		医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	
		すべての被保険者			
応益割	①均等割	世帯の被保険者数に応じて計算	27,000円	7,000円	9,500円
	②平等割	一世帯にいくらと計算	27,000円	7,000円	8,000円
応能割	③所得割	世帯の被保険者の所得に応じて計算	7.0%	2.2%	2.3%
	④資産割	世帯の被保険者の資産に応じて計算	13.0%	10.5%	3.5%
賦課限度額(①~④の合計金額が限度額を超えることはありません)		630,000円	190,000円	170,000円	



現行税率		医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	
		すべての被保険者			
応益割	①均等割	世帯の被保険者数に応じて計算	27,000円	7,000円	9,500円
	②平等割	一世帯にいくらと計算	25,000円	7,000円	8,000円
応能割	③所得割	世帯の被保険者の所得に応じて計算	7.0%	2.2%	2.3%
	④資産割	世帯の被保険者の資産に応じて計算	-	-	-
賦課限度額(①~④の合計金額が限度額を超えることはありません)		630,000円	190,000円	170,000円	

令和4年度から国保税を改正します

令和4年度から課税される国保税について、資産割と医療給付費分平等割を次のように改正します。

改正内容は、資産割を廃止し、医療給付費分平等割保険税を2,000円引き下げます。この改正により、均等割、平等割、所得割の3方式を採用し、計算して合計したものが年税額として課税されます。

医療の高度化などにより、一人当たりの医療費は増加傾向にあります。当町の財政状況が安定していることから改正するものです。

改正部分抜粋				
目項	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	
②平等割	現行	27,000円	7,000円	8,000円
	改正後	25,000円	7,000円	8,000円
	差	△2,000円		
④資産割	現行	13.0%	10.0%	3.5%
	改正後		廃止	
	差(ポイント)	△13.0	△10.5	△3.5

未就学児の均等割を5割軽減します

国では、全世代対応型の社会保障制度を構築するために、全ての世代で給付と負担の見直しを図りました。

その見直しの一つとして、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国・地方の取り組みとして、令和4年度から、未就学児に課税される均等割保険税(医療給付費分、後期高齢者支援金分)を、5割軽減します。

すでに低所得世帯で、均等割保険税が軽減(7割、5割、2割)されている場合は、残りを5割軽減するものです。

この軽減措置について申請は必要ありません。

この他、国では賦課限度額の見直しも併せて実施する予定です。詳細が決定しましたらお知らせいたします。

納付は期限内にお願いします

令和4年度国保税の納税通知書は、世帯主宛てに6月中旬に郵送しますので、期限内に納付をお願いします。

町税等の納期限一覧

新年度

月分	納期限および口座振替日	町税			保険料			利用料・使用料・負担金							
		町民税	固定資産税	軽自動車税(種別割)	国民健康保険料	後期高齢者医療保険料(普通徴収)	介護保険料(普通徴収)	介護予防支援事業利用料	保育料延長保育料	副食費	町営住宅使用料	住宅駐車場使用料	下水道負担金	上水道料金下水道使用料	農集排使用料
4	5月2日(月)		1期				○	○	○	○	○		一般・大口	○	○
5	5月31日(火)			1期			○	○	○	○	○		大口		
6	6月30日(木)	1期			1期		○	○	○	○	○	1期	一般・大口	○	○
7	8月1日(月)		2期		2期	1期	○	○	○	○	○		大口		
8	8月31日(水)	2期			3期	2期	○	○	○	○	○		一般・大口	○	○
9	9月30日(金)		3期		4期	3期	○	○	○	○	○	2期	大口		
10	10月31日(月)	3期			5期	4期	○	○	○	○	○		一般・大口	○	○
11	11月30日(水)		4期		6期	5期	○	○	○	○	○		大口		
12	12月26日(月)	4期			7期	6期	○	○	○	○	○	3期	一般・大口	○	○
1	1月31日(火)				8期	7期	○	○	○	○	○		大口		
2	2月28日(火)				9期	8期	○	○	○	○	○	4期	一般・大口	○	○
3	3月31日(金)				10期	9期	○	○	○	○	○		大口		
問い合わせ先		税務課 (32)3126			保健福祉課 (31)2512			町民課 (32)3114			建設水道課 (32)3129				

注1. 上水道料金は御代田小沼水道料金です。
佐久水道管内の料金は佐久水道企業団(☎0267(62)4085)へ直接お問い合わせください。
注2. 下水道使用料は公共下水道使用料および特定環境保全公共下水道使用料です。

税金・料金の納め忘れはありませんか？

令和4年度が始まりました。令和3年度以前分の税金・料金の納め忘れがないかご確認いただき、未納がありましたらお早めに納めてください。納付状況などの確認は担当課までお問い合わせください。

納税などは便利な口座振替で

口座振替は預貯金から自動的に振替納付になるので、役場や金融機関に出かける必要がありません。納付書がなくしたり、うっかり納め忘れたりすることがないので、納期限までに確実に納めることができます。

口座振替を希望される方は、税務課または料金等担当窓口にある依頼書に必要事項を記入、押印してご提出ください。

※令和4年度も町税の口座振替キャンペーンを実施します。詳細につきましては、広報やまゆり2月号をご確認ください。

【口座振替利用可能金融機関】

八十二銀行、三井住友銀行、上田信用金庫、JA佐久浅間、郵便局

問い合わせ先

科目等	担当課	担当係	電話番号
固定資産税	税務課	資産税係	(32)3126
町県民税 / 軽自動車税(種別割) / 国民健康保険税		住民税係	
納税に関すること	町民課	収税係	(32)3114
保育料・延長保育料・保育園副食費		こども係	
町営住宅使用料等	建設水道課	都市計画係	(32)3129
上下水道使用料等 / 農集排・個別排水使用料		上下水道管理係	
後期高齢者医療保険料 / 介護保険料等	保健福祉課	介護高齢係	(31)2512